

平成 2 4 年川俣町議会第 8 回臨時会会議録

平成 2 4 年川俣町議会第 8 回臨時会は、8 月 1 3 日川俣町役場議場に招集された。

1 . 応招議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高 橋 真 一 郎 君
4 番 嶋 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 菅 野 意 美 子 君	8 番 菅 野 正 彦 君	9 番 黒 沢 敏 雄 君
1 0 番 佐 藤 喜 三 郎 君	1 1 番 五 十 嵐 謙 吉 君	1 2 番 高 野 善 兵 衛 君
1 3 番 石 河 清 君	1 4 番 遠 藤 宗 弘 君	1 5 番 斎 藤 博 美 君
1 6 番 新 関 善 三 君		

2 . 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 . 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4 . 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 川 道 郎 君	副 町 長	永 田 嗣 昭 君
総 務 課 長	高 橋 清 美 君	企画財政課長	菅 野 浩 市 郎 君
町民税務課長	高 橋 良 之 君	保健福祉課長	佐 藤 真 寿 夫 君
建設水道課長	沢 井 一 雄 君	原子力災害対策課長	沢 口 進 君
産 業 課 長	佐 藤 賢 助 君	教育委員長	佐 藤 捷 善 君
教 育 長	神 田 紀 君	生涯学習課長	松 本 康 弘 君
総務課長補佐	大 内 彰 君	教 育 次 長	仲 江 泰 宏 君

6 . 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 光 正	書 記	橋 本 文 雄
--------	---------	-----	---------

7 . 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

町長提案要旨の説明

議案第 4 5 号 平成 2 4 年度川俣町一般会計補正予算（第 3 号）

開会及び開議の宣告

- 議長（新関善三君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成２４年第８回川俣町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。（午後２時００分）

- 議長（新関善三君） 会議を進める前に申し上げます。

本日は、気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

- 議長（新関善三君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１１８条の規定により、議長において１３番議員 石河清君、１４番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

- 議長（新関善三君） 日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

- 議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

- 議長（新関善三君） 日程第３，町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

- 町長（古川道郎君） 本日ここに、平成２４年第８回川俣町議会臨時会を開催するにあたりまして、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

本臨時会に提出いたします案件は、旧川俣精練跡地の競売入札参加に関する費用の確保に係る補正予算であります。川俣精練株式会社は、平成２０年３月に同社が廃業して以来、所有者不在の状態が続いております。昨年の東日本大震災により、工場の一部に亀裂が入ることにより、近隣住民からは倒壊の恐れのある箇所の必要な措置の実施や、議会や周辺住民皆様から、建屋の解体による敷地の活用についての要望を踏まえ、解体等について検討してきたところでございます。

一方、当該敷地は、土壤汚染対策法に規定する特定有害物質が使用されていたことにより、土壤汚染の疑いがあり、取得後においても多大な費用負担が予想されますが、町の中心部に位置していることや、原発事故等の被災からの復興に向けた施設整備等に適していることなどを考慮し、今般、町で取得することにより、将来に向けた有効活用を図ってまいりたいと考えております。

それでは、提出議案の要旨についてご説明申し上げます。

議案第４５号「平成２４年度川俣町一般会計補正予算（第３号）」は、既定の予算額２４９億２，９５１万２，０００円に、歳入歳出それぞれ１，７１５万５，０００円を追

加し、予算の総額を249億4,666万7,000円とするものでございます。内訳は、旧川俣精練跡地の競売入札に係る関係経費として、代理人により入札を行うための入札等手数料10万5,000円、旧川俣精練用地購入費1,500万円、競売入札保証金205万円でございます。補正総額は、1,715万5,000円となりますが、これは財政調整基金からの繰入金で措置しているところでございます。

以上で提出議案の要旨の説明といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議のうえ、可決を賜りますようお願い申し上げまして、提案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（新関善三君） 日程第4，議案第45号「平成24年度川俣町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） はじめに、私のほうで説明資料の不足がございましたことにつきまして、心よりお詫びを申し上げます。

それでは、議案の説明に入ります。

議案第45号 平成23年度川俣町一般会計補正予算（第8号）について説明した。

議長（新関善三君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

遠藤宗弘君。

- 14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤です。予算の説明は受けたんですが、これ取得する地番の説明がなければ面積も説明ない。ただ、金だけ議会が認めるという。説明の当初に説明資料が不足してましたとお詫びはしたけども、その説明資料の説明もない。あいさつもなしにドカドカと入ってきて金よこせと言われていると同じだよ、議会に。こんな説明あるのかい。何回同じこと言われているんだ。幼稚園生だって1回言われれば分かるですよ。2回の全員協議会にその度に言われて、結局は本会議にもそれができない。こんなことで議会通ると思っているのかい。その辺ははっきりさせてもらいたい。

- 議長（新関善三君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（菅野浩市郎君） 旧川俣精練跡地につきましては、平成20年3月に同社の廃業以来、平成21年4月の管財者からの不動産放棄によりまして所有権不在の状態が続いております。昨年の東日本大震災により、工場の一部に亀裂が入ることにより、近隣住民からは倒壊の恐れのある箇所の必要な措置の実施や、議会や周辺住民などからも建屋の解体による敷地の有効活用について要望が出され、解体等について検討していたところでございます。

一方、当該跡地は土壌汚染が疑われるため、取得後におきましても多大な負担が予想されますが、町の中心部に位置しておりまして、原発事故の被災からの復興に向けた施設整備等に適していると考えられるため、今回町で取得することとしたものでございます。

2番目に、経過でございますが、平成24年7月10日開催の第4回政策調整会議

において、旧精練跡地の用地取得、また取得後の整備等について決定してきたところでございます。

また、3番目に、所得する土地、建物の面積でございますが、まず土地でございますが、土地のこれは借地を除いた合計でございますけれども、1万1,107.53平方メートルでございます。そのうち宅地分が1万48.53平方メートル、また雑種地が1,059平方メートルでございます。また、借地の宅地でございますが、628.75平方メートルでございますして、土地・借地も含めた土地すべての合計が1万1,736.28平方メートルでございます。また、建物でございますけれども、建物の合計の面積が5,944.37平方メートルでございます。その中で精練用地に建ってます建物の面積が2,884.93平方メートルです。また、先ほどの土地の中で借地として628.75平米と申し上げましたが、その借地の上の建物の物件の面積が3,059.44平方メートルでございますが、下のほうに記載してございますが、借地の上にまたがって建っている建物の総面積ということでございます。

また、4番目に、跡地の活用でございますけれども、跡地の活用内容につきまして、議会を含む関係機関との協議も踏まえながら検討を進めることとしております。

また、5番目の事業の進め方でございますが、まず(1)としまして、旧川俣精練跡地の取得についてということで、○がございしますが、当該跡地は現在、福島地方裁判所の競売事件として期間入札、これは8月7日から14日まででございますが、行われておりまして、町が期間入札に参加をし、落札の上取得することと考えてございます。

当該跡地の売却基準額ということ、又は買い入れ可能価格でございますが、まず売却基準額につきましては、1,023万4,000円でございます。買い入れ可能価格につきましては、818万7,200円、あと裏面をご覧ください。入札の際は、このカッコ内の買い入れ可能価格以上であれば参加しても大丈夫だということとなっております。

6番目に、今後のスケジュールの予定でございますが、本日の臨時議会を経まして明日が期間入札、また21日にその入札の改札、8月28日に売却が決定されます。その決定されたあと、不動産取得のための議会を開催していただきまして、議会の議決に付すべき不動産の取得の件ということで考えております。また、補正予算として第4号となりますが、これは賃借料ほかを考えてございます。また、9月下旬には、請求書、議会の議決後に請求書に基づいた代金の支払い。また、裁判所で行いますが、所有権移転登記、また借地契約、先ほどの借地については、契約することをご了解いただいておりますので、借地契約締結ということで考えております。

7番目の補正予算の概要につきましては、先ほどの第3号の補正予算でご説明を申し上げたところでございます。

また、旧川俣精練跡地の物件ということで、これもA4の縦型で一番左にナンバーから土地の種別、所在地、地目、土地面積、床面積、備考とございますが、私のほう出先ほど3番で申し上げたものの内訳でございますが、まず、ナンバーの7、8、9

から 31 につきましては雑種地でございますが、これは貯水槽ということで、これまで利用されていたもので、土地の 7、8、9 については大作、又はその下の 31 につきましては新中町に設置されているものでございまして、その合計が 1,059 平方メートルでございます。あと、その下のナンバー 10 から 38 までは、これは宅地ということでございまして、その合計面積が 1 万 4 8.53 平方メートル、小計でございますが、1 万 4 8.53 平方メートルでございます。その下の 22 万から 46 番までは、建物でございますが、建物の一番下から上の段の小計欄をご覧いただきたいと思いますが、その小計が 3,059.44 平米でございます。左側の土地の面積が 1 万 1,107.53 平米。また、建物の床面積が 2,944.37 平米でございます。なお、45 と 46 番の中に新中町 90 番地というのと、111 番地、同じく 46 にも新中町 90 番地、111 番地と記載がございしますが、90 番地は借地されている方の住宅地でございますが、あと 111 番地は、これはまるきり精練のほうに今まで貸している土地でございますけれども、90 番地の中にはその隣接する水路の部分に若干ですね、建物がかかっているところがあるということで、このような表記になったということでございます。

以上で精練の跡地取得と、また精練跡地の物件の内訳の説明といたします。

○議長（新関善三君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（新関善三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 討論なしと認めます。

これから議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新関善三君） 以上で本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

これをもって平成 24 年第 8 回川俣町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 22 分）

本臨時会で決定した事件は、次のとおりである。

議案第45号 平成24年度川俣町一般会計補正予算（第3号）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 新 関 善 三

同 署名議員 石 河 清

同 署名議員 遠 藤 宗 弘